

平成28年熊本地震の被災者に対する受入支援について

1. 被災者に対する県営住宅等の提供について

(1) 提供可能住宅 総数 145 戸

①内訳及び所在地

所在地	県営住宅		県職員住宅	県教職員住宅	市町村営住宅	
	提供可能戸数	即入居可			提供可能戸数	即入居可
徳島市	13	4	5		8	
鳴門市	4	2			9	
小松島市	1	1			2	
阿南市	6	3		3	2	
吉野川市	2	1			2	2
阿波市					7	7
美馬市					2	2
三好市					35	18
石井町	3	1				
神山町					1	1
那賀町					10	4
美波町					2	2
松茂町	1				7	7
板野町					3	3
上板町					8	3
つるぎ町					3	
東みよし町				1	5	3
計	30	12	5	4	106	52

②使用料 原則無償(有償となる自治体もあります) ※

③期 間 原則2年(状況により延長可) ※

※使用料、期間については管理者によって条件が異なります。

※共益費等は必要になります。

(2) 申込方法

①電話等により、希望団地等をお聴きします。

②その後、郵送、FAX等による申込書の提出によって、受付を行います。

③被災者であることを証する書類の提出が必要となります。

(罹災証明書など：発行が困難な場合には、申立により対応いたします。)

(3) お問い合わせ・申込み先

○県営住宅・県職員住宅・県教職員住宅

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

徳島県県土整備部 住宅課 県営住宅担当

電話088-621-2590 FAX088-621-2871

※電話によるお問い合わせは、平日の9時から18時まで

## 2. 生活支援給付金の交付について

徳島県へ避難された被災者に対し、生活支援給付金（当面の生活資金）を次のとおり支給します。

(1) 支給内容 1世帯当たり**30万円**（単身世帯は**15万円**）

(2) 支給要件

- ①県内の公営住宅や民間賃貸住宅等へ居住（1ヵ月以上）する者
- ②被災市町村から住居損壊等の「罹災証明書」又は「被災証明書」の発行を受けた者

(3) お問い合わせ・申込み先

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

徳島県県民環境部 県民環境政策課 共助社会推進担当

電話088-621-2023 FAX088-621-2758

※電話によるお問い合わせは、平日の9時から18時まで